

件名	建設業従事者等のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書の提出に関する陳情			
提出者 住所氏名	墨田区東向島 東京土建一般労働組合墨田支部 執行委員長 H 外1人			
受理年月日	平成24年11月21日	受理番号	第10号	
<p>要旨</p> <p>国とアスベスト含有建材製造企業が、アスベスト被害の責任を認め、全ての被害者の全面的な救済と今後のアスベスト被害根絶のために、下記事項について、直ちに実施するよう、国会及び政府に対し、意見書を提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 石綿による健康被害の救済に関する法律を、全てのアスベスト被害者を対象とし、十分な補償が受けられるよう抜本改正すること。</li> <li>2 被害を生んだ責任のある国・アスベスト含有建材製造企業が拠出して「被害者救済基金」制度を設立すること。</li> <li>3 アスベスト疾患に対する医療体制の整備と治療方法の充実を図ること。</li> <li>4 建設業従事者と建設現場近隣住民の暴露防止策の徹底やアスベスト除去対策の実施など、総合的なアスベスト対策を行うこと。</li> </ol> <p>(理由)</p> <p>日本におけるアスベスト（石綿）被害は今でも多くの労働者、国民に広がっています。また、アスベスト被害は、建物の改修・解体に伴うアスベストの飛散により、労働者や周辺住民に広がる公害でもあり、東日本大震災で発生した大量のがれき処理についても、その拡大が予想されています。今後、東京が被災地となった場合は、更なる被害拡大は必至です。</p> <p>欧米諸国では、製造業の従事者に多くの被害者を出しているのに比べ、日本では、建設業従事者とその過半数であることが特徴と言えます。これは、日本ではアスベストが禁止されるまでの間、およそ1千万トンものアスベストを輸入し、その大半が建築資材として活用されていたからにほかなりません。同時に、建築基準法などで不燃化、耐火工法として、アスベストの使用を積極的に推進していたことに大きな原因があると言えます。</p> <p>また、建設業は、重層下請け構造等の問題もあり、労災認定にも多くの困難が伴い、製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償もありません。石綿による健康</p>				

被害の救済に関する法律が成立しましたが、これでは被害者に対する補償としては不十分です。そのため、法の成立後、一貫して抜本改正が求められています。こういった中で、建設業に従事していたアスベスト被害者たちが、全国6つの地方裁判所で補償とアスベスト対策の抜本改正を求めて裁判を起こしています。最も早く提訴した地域では、年内に判決が出されます。今年5月の横浜地裁での判決では被害者が敗訴しましたが、司法の場での結論にかかわらず、被害者の苦しみは変わりません。一旦発症したアスベスト肺に治癒はないからです。

よって、建設業従事者等のアスベスト被害者とその遺族が生活できる補償の実施とアスベスト被害を根絶する対策の実施など、アスベスト被害の早期解決を国に求めるものです。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以 上